

議会基本条例大綱案 ができました

Q1 そもそも議会基本条例って何？

議会活動の理念、原則、制度など基本的な事項を定めている条例です。

みんなの意見が
欲しいな～！

Q2 どうして制定されるようになったの？

国への権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとする中、地方議会が担う役割も大きくなっています。議会からの積極的な情報発信などの取り組みが全国的に広まっています。議会改革の取り組みを継続・発展させるために議会基本条例を制定します。



Q3 なぜ鳩山町議会に議会基本条例が必要な？

鳩山町議会では、地道に議会改革をすすめてきています。条例としてきちんと定めることにより、議会改革の動きを後退させることなく、継続させることができます。議会の中だけにとどまらず、町民の皆さんや執行機関（町長など）を含めた鳩山町全体のルールとすることができます。



本文は次ページにあります。
大きな文字で読みたい方は、下記の閲覧場所に用意してあります。

Q4 どんな内容なの？

議員が自由闊達な議論を行い町政の論点・争点を明らかにします。また住民参画をすすめ、より開かれた議会をめざします。内容を一部ご紹介します。
情報共有：会議の原則公開、積極的な情報公開と説明責任
住民参画：公聴会・参考人制度の活用、請願者の説明機会の確保、議会報告会の実施
機能強化：議員間の自由討議、反問権（執行部が議員に問い返すこと）

Q5 どのように検討されているの？

2019年7月から開始された議員有志勉強会において、これからの議会活性化について具体的な検討が始まりました。
2020年4月に条例第1案が提示され、その後、毎月、勉強会と全員協議会で検討・確認が繰り返されています。8月より議会基本条例プロジェクト検討委員会（5人）が設置され、意見を集約しながら案を作りあげてきました。
今後、パブリックコメント等で皆様のご意見を伺い、確定案を作り、3月議会に上程、施行する予定です。

パブリックコメントを実施します

意見募集期間
条例大綱案の閲覧場所
意見を提出できる方

11月1日(月)～12月10日(金)まで

・町ホームページ内の議会のページ ・議会事務局窓口 ・図書館 ・東出張所
・町内に在住・在勤・在学する方
・町内に事務所や事業所を有する個人・法人 その他の団体

意見書の提出方法

・ご意見は文書にまとめ（提出書の様式は自由です）、議会事務局窓口、東出張所、図書館へ直接持参するか、以下へ郵送、ファックスまたはEメールで提出ください。
住所：〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16

鳩山町議会事務局 宛

ファックス：049-296-5896 メール：h250@town.hatoyama.lg.jp

意見の取り扱い

・住所、氏名、電話番号を必ず記入してください。（匿名は意見として取り扱えません）
・いただいた意見は議会ホームページで公表します。（住所、氏名等は公表しません）
・意見への個別回答はおこないません。
・個人情報は鳩山町個人情報保護条例により適切に管理します。

鳩山町議会基本条例大綱案

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民が堅実で健やかに、そして心豊かに暮らせる鳩山町を実現するために、議会が担うべき役割を果たす上で必要となる基本的事項を定めることにより、町民の負担に配慮される、より良い議会を実現することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、地方公共団体の意思の決定機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会及び議員の活動原則)

第3条 議会及び議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 議会運営は公正性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、町民にとって分りやすい運営に努める。
- (2) 町民に対して積極的な情報公開に取り組みと共に、説明責任を果たすこと。

(3) 自由闊達な議論を行い、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

(4) 町民の意見を的確に把握し、議会活動及び町政に反映させること。

(5) 課題や議案について情報収集と調査分析を行うと共に、自らの資質向上に努めること。

(6) 町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(7) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(8) 政策に必要な調査研究を行うと共に、政策立案及び提言を行うこと。

(9) 議会の品位及び秩序を保つよう努めること。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び市町民との連携)

第4条 議会は、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、議

会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において、公聴会制度及び参事人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願及び陳情)

第5条 請願書及び陳情については、法令または規則に定めがある場合を除き、次の通り定める。

(1) 紹介議員は、その請願に賛意を表するものでなければならぬ。

(2) 議会は請願審査において、提出者の説明を聴く機会を議員全員協議会等に設けるものとする。

(3) 請願には(4)の①から⑥までのいずれかに該当する事項が含まれていないことに配慮するものとする。

(4) 議長は、受理した陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、議長の判断により、委員会付託を省略し、関係局等への回答を求めないものとする。

① 法令等又は公序良俗に反するもの

② 特定の個人等の名誉を棄損、又は信用を失墜させるおそれがあるもの

③ 町の職員に関する懲戒その他の処分等の人事的措施を求めもの

④ 町の事務に係るしない事項についての行為を求めるもの

⑤ 過去に採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもの

⑥ その他議長が適当でないと認めるもの

(情報公開の充実)

第6条 議会はインターネット、広報紙等、多様な媒体を用いて、議会の情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

(議会報告会)

第7条 議会は、町民の意見を的確に把握し、議会活動及び町政に反映するため、また町民への説明責任を果たすため、議員及び町民が自由に、情報・意見を交換できる場として、議会報告会を開催するものとする。

(意見提案手続)

第8条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、必要に応じて意見提案手続(パブリックコメント手続)を行うものとする。

(町長等執行機関との関係)

第9条 議会は町長等執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)は、次の各号に掲げることにより、緊張

関係の保持に努め、事務の執行について監視及び評価を行うものとする。

(1) 議員の町長等に対する質疑及び質問は、広く町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得ることができ。

(閉会中の文書による質問)

第10条 議会は、閉会中に町長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の提案に至った経緯、理由

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 町民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 政策等の実施に要する経費(将来にわたる負担を含む)及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、説明資料を作成するよう求めるものとする。

3 議会で審議すべき一定金額以上の事業、議会が必要と判断した案件、また予算・決算が複数年度に跨がるもの等については資金管理表の提出を求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件の追加)

第12条 議会は、議決機関としての権能を最大限に発揮するべく、町政における重要な政策等の決定に参画することにも、行政に対する監視けん制機能を強化するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に追加し、拡大するよう努めるものとする。



第6章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)
第13条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

第7章 委員会の活動

(委員会の運営)
第14条 委員会の委員長及び副委員長は、町民の要請に応えるため、所管委員会に係る町政の課題に対し、常により高い問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

(議会運営委員会)
第15条 議会運営についての協議は、主として議会運営委員会において行うものとする。

第8章 政務活動費

(政務活動費)
第16条 政務活動費については、鳩山町議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところによる。
2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務活動費の交付を受け、収支報告を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。

ものとする。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)
第17条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。
2 議会は、学識経験を有する者及び町民等を含む議員研修会を開催することができる。

3 議会及び議員は、町政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。
(議会事務局)
第18条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。
(議会広報の充実)
第19条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、町民に対し、わかりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、より多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。
3 議会は、広報紙等の充実のため、町民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)
第20条 議員は、町民の負託に応え、もって清潔で民主的な町勢の伸展に寄与しなければならない。
(議員定数)
第21条 議員の定数は、鳩山町議会議員定数条例(平成〇〇年次項において「議員定数条例」という。)に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、町民の意見を踏まえ、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
(議員報酬)
第22条 議員の議員報酬は、鳩山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和〇〇年条例第 号。次項において「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、町民の意見を踏まえ、明確な改正理由を付して提出するものとする。

第11章 議会の災害への対応

(議会の災害への対応)

第23条 議会は、いつ、いかなるときも、不意に災害が起こり得ることを認識し、災害の危機を可能な限り避けるべく不慮の用意に努める。災害発生時においては、執行部と連携し、的確な被災状況の把握や地域への情報伝達等を行い、町民の生命、身体、財産の保護につなげていく役割を果たすために、災害対策指針を定める。

(議会災害対策本部の設置)
第24条 鳩山町災害対策本部が設置された場合、職員が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう、必要な協力・支援を行う。議長は必要に応じ、「議会災害対策本部」を設置する。「議会災害対策本部」に関し必要な事項は、指針で定める。

第12章 補則

(達成評価)

第25条 議会は、議員の一般

議会基本条例 豆知識

○全国で最初に施行されたのは、平成18年5月の栗山町議会基本条例です。令和3年4月のNPO法人公共政策研究所の調査では、全国1788自治体のうち898議会が制定されています。埼玉県内では、ほぼ半数の議会が制定。

- 議会基本条例の必須3要件(公益財団法人 東京財団政策研究所)
1. 議会報告会の開催による市民との意見交換
 2. 市民の政策提言と位置付けた請願、陳情の提出者による意見陳述
 3. 議員間の自由討議

※議会への住民参画がもっとすすみ、充実した議会活動が展開できるように3要件も盛り込みました。

選挙後及び適切な時期に、当条例が守られ、目的が達成されているか、議会運営委員会において検討・評価するものとする。
2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

する。
(改善、追加、変更)
第26条 議会は、当条例の改善のため、当条例と関連規則について、議員の合意により追加変更することができる。